

議 第 161 号

平成28年 6 月10日提出

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき下記のとおり専決処分にしたので、同条第3項の規定により、これを報告するとともに承認を求める。

熊本市長 大 西 一 史

記

条 例 第 55 号

平成28年 5 月18日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表に次のように加える。

61	熊本市災害義援金配分 委員会	災害に係る義援金を被災した市民に公平かつ効果的に配分するため、必要な事項を協議する。
----	-------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として熊本市災害義援金配分委員会を設置するため、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）

について同法第 179 条第 1 項の規定により一部改正を行ったので、同条第 3 項の規定により市議会に報告し、その承認を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。